

下水道使用料新料金表 ※()内の金額は現行料金です

■水量料金

(税抜)

種別	基本料金	従量料金 (1㎡につき)					
		10㎡まで	11㎡ ～20㎡	21㎡ ～30㎡	31㎡ ～50㎡	51㎡ ～100㎡	101㎡ 以上
一般用	580円 (477円)	90円 (74円)	152円 (127円)	159円 (据え置き)	190円 (据え置き)	199円 (据え置き)	206円 (据え置き)
公衆浴場用	580円 (820円)	10㎡までの基本料金は廃止し、一般用と同じにします		1㎡につき12円 (10円)			

○使用量ごとの改定前と改定後の比較

(月額・消費税込)

月間水量	改定前	改定後	差額
5㎡	931円	1,133円	202円
10㎡	1,338円	1,628円	290円
15㎡	2,037円	2,464円	427円
20㎡	2,735円	3,300円	565円
30㎡	4,484円	5,049円	565円
50㎡	8,664円	9,229円	565円

一般用の比較です。
1カ月に10㎡使った場合は290円、20㎡のときは565円の値上げとなります。

急激な変動を緩和するため、2年間の経過措置を講じます

■水質料金(一定基準を超える濃度の汚水を出す事業所が対象です)

令和6・7年度

(税抜)

汚水の濃度 (F)※2	601 ～1,000	1,001 ～1,500	1,501 ～2,000	2,001 ～2,500	2,501～
水質料金単価	73円 (46円)	114円 (72円)	159円 (101円)	205円 (130円)	274円 (174円)

令和8年度以降

(税抜)

汚水の濃度 (F)※2	601 ～1,000	1,001 ～1,500	1,501 ～2,000	2,001 ～2,500	2,501～
水質料金単価	88円 (46円)	137円 (72円)	192円 (101円)	247円 (130円)	330円 (174円)

※2 汚水の濃度(F)=B+S

B: 排除汚水の生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつき5日間ミリグラム)

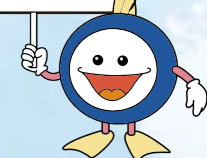
S: 排除汚水の浮遊物質質量(単位1リットルにつきミリグラム)

■問合せ 水道課下水管理係 TEL73-1091

～下水道 みえないところで ファインプレー～

令和5年度 下水道推進標語

重要な
お知らせ



下水道マスコット
キャラクター「スイスイ」

下水道使用料改定のお知らせ

下水道使用料を令和6年4月検針の徴収分から改定させていただくことになりました。

使用料改定のポイント

- 一般用の基本料金を113円値上げします。
- 使用量に応じた従量料金のうち10㎡までの単価を1㎡あたり16円、20㎡までの単価を1㎡あたり25円値上げし、21㎡以上の単価は据え置きます。
- 公衆浴場用は、基本料金を一般用と同じにし、従量料金を1㎡当たり2円値上げします。
- 水質料金は、水産加工場が該当する濃度である2,001～2,500の場合は、単価を117円値上げします。なお、水質料金は初めての改定で、改定率が大いことから段階的な改定とし、令和6年度と7年度は単価を75円値上げします。
- 令和6年4月検針の徴収分から改定となります。

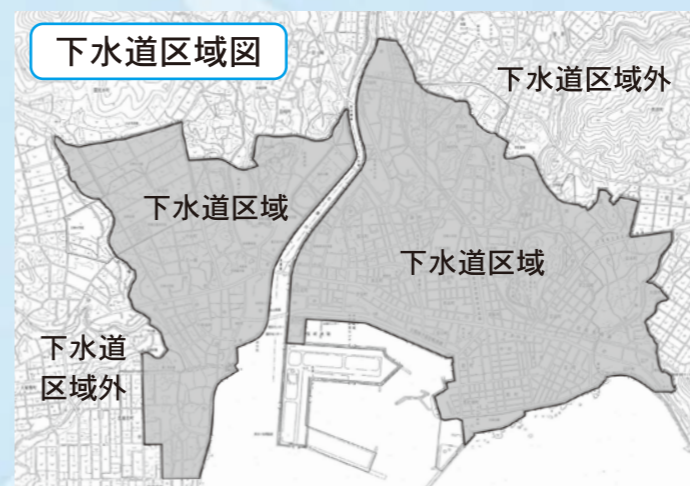
使用料改定の背景
下水道は、市民の皆さんが健康で快適な生活を営んでいく上で欠かすことのできない重要な施設です。本市の下水道事業は、人口減少による料金収入の減少や施設の老朽化が進む中、物価高騰の影響による処理費用の増加などにより、大変厳しい経営状況が続いており、市税など一般会計からの繰入れにより運営しています。現行の使用料は、平成23年に改定されたもので、これまで経費削減と下水道接続の推進に努めながら料金を12年間据え置いてきましたが、今後更に施設更新費用の増加などで厳しさが増していくことが見込まれることから、持続的に安定した下水道にするため、今回、下水道使用料を改定させていただきましたことになりました。

お願い ～下水道への接続を～

本市の下水道は現在、下水道区域内全体では90%の世帯にご利用いただいておりますが、残り10%の皆さんが接続していません。公共下水道の供用が開始された場合においては遅滞なく下水道に接続しなければなりません。

また、多くの人々にご利用いただくことで、生活環境や下水道事業の経営に大きな効果がもたらされます。

下水道に接続していない世帯や事業所は、接続をお願いします。



Q 水質料金って何?

A 濃度の高い汚水ほど処理に費用がかかるため、一定基準を超える濃度の汚水を出す事業所の方々に、水量料金とは別に、汚水の濃度に応じて負担していただいている料金で、主に水産加工業の工場が対象となります。

Q 値上げをしないとどうなるの?

A 下水道の維持管理や更新にかかる費用は、皆さんからいただいている下水道使用料で賄わなければなりません。このままの使用料では安定した汚水処理が危ぶまれる状況です。改定をしない場合、処理施設や管路・マンホールの更新や耐震化など、必要な工事が計画的に行えなくなり、汚水処理に支障が生じてくるおそれがあります。

マンホール更新工事の様子です

